

## 令和 7 年第 5 回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会长桐澤いづみは、令和 7 年 5 月 21 日付を以って、同 5 月 29 午後 3 時 00 分から鹿嶋市役所 3 階 301 会議室において、第 5 回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

### 議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名人の選任について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について  
議案第 4 号 現況確認証明願（非農地証明）について  
議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第 4 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 4 号 農地改良に伴う事業完了届について  
報告第 5 号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について  
報告第 6 号 農業振興地域整備計画の変更について  
報告第 7 号 農用地利用集積等促進計画の認可について  
報告第 8 号 鹿嶋市地域計画の変更について

出席委員（12名）

1番	出頭勝美君	2番	笛本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	津島応紀
--------	------

## 会議の経過

(開会 午後3時05分)

議長 ただいまの出席委員は、14名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立了。

それでは、令和7年第5回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

10番笠貫順一君、11番野口嘉徳君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に、日程第3議案第1号ないし議案第5号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ遂次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機3台、田植機2台、コンバイン1台、ユンボ1台、回送車1台、

農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約440アール、借入地約72アールでございます。申請地の作付け計画は、青パパイヤ、ほか野菜を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約83アール、貸付地約52アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツ、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号3についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約87アール、貸付地約43アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1 武井地内案件について、6番大槻勝敏君にお願いします。

6番 はい、6番大槻です。5月28日に現地を確認したところ、年に1回くらいは草刈りをしてありますが、問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

次に番号2清水地内案件について、2番笹本真由美君にお願いします。

2番 はい、2番笹本です。現地調査の経過を報告いたします。調査日は5月27日火曜日です。現地は既に整地されており作付け可能な状態でした。周りの環境からみて何ら問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

次に番号3清水地内案件について、2番笹本真由美君にお願いします。

2番 はい、2番笹本です。番号3の現地調査の結果を報告いたします。調査日

は番号2と同日です。申請書の予定作物はキャベツになっておりますが、サツマイモの栽培の畑になっておりました。周りの環境からみて何ら問題はないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号3については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお令和7年5月8日付けで地域計画区域より除外されております。

つづきまして番号2について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申

請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より、農振農用地区域外証明書と都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金としており、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお令和7年5月8日付けで地域計画区域より除外されております。

つづきまして番号3について、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地区分は、土地改良事業が施工され集団的に存在している区域内にある農振農用地となっております。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は農地4,439平方メートル、山林4,702平方メートルの合計9,141平方メートルで、掘削する深さは8メートルであり、採取する掘削量は、砂38,485立方メートル、表土が7,191立方メートルとなっています。埋立土砂については鹿嶋市和地内の土砂を搬入する計画です。被害防除ですが、防護柵、危険標示等の設置、定時始業、終業時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和7年5月2日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

最後に番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお令和7年5月8日付けで

地域計画区域より除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

10番 笠貫順一君。

10番 はい、10番 笠貫です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、5月16日金曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、橋本委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号4につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議 長 16番 谷田川延秀君。

16番 16番 谷田川です。現地調査についての意見ということは特にないのですが、番号2について私の担当区域なので私も現地を見てきました。令和6年11月29日の議案第2号番号4で5条の申請がされて現在家が建っている所でございます。そこの土地に500平方メートルにしなければならないということで、残地の168平方メートルが、今回の農地転用の5条申請がされまして、それで、現在建っている母屋の宅地分と一緒に造成し、建物を建てるということです。今回の農地転用の申請につきましては、異議はございません。

以上です。

議 長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議 長 15番 田口茂君。

15番 はい、15番田口です。番号4について現地調査の報告をいたします。特に問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。  
以上です。

議長 ほかにございませんか。

3番 はい、議長。

議長 3番清宮茂信君。

3番 はい、3番清宮です。担当地区ということで、番号3ですね。自分の土地を自分の会社で掘るということで、1年中雑草が生えている所ですが記載されているとおり進めただければ問題ないと思います。

ご審議お願いします。

議長 ほかにございませんか。

5番 はい、議長。

議長 5番山本清治君。

5番 はい、5番山本です。番号1ですが、5月28日に現地調査した結果ですが、隣にも太陽光施設があり、自分としては問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 その他ございますか。

それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

番号1につきましては、目的は砂利採取事業の期間延長に伴う変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由で

ですが、許可書の当初期間が令和6年5月27日から令和7年5月26日までなっておりましたが、継続して事業を行うことから、認可日から令和8年5月26日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市長より大型車両通行に伴う道路使用許可書写添付されております。また、茨城県鹿行県民センターより砂利採取計画認可申請書写添付が添付されております。事業計画、その他施設の概要等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

10番 笠貫順一君。

10番 はい、10番 笠貫です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期、及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成10年頃から倉庫及び資材置き場として、使用しておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、平成10年築の車庫が記載された「令和6年度固定資産税納税通知書課税資産の内訳書 写し」が添付されております。

続きまして番号2についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期、及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、昭和50年頃から宅地となっておりますが、登記上の地目が田となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、昭和50年築の物置が記載された「令和6年度固定資産税納税通知書課税資産の内訳書写し」が添付されております。

最後に、番号3についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期、及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域の農地で、平成14年頃から駐車場として、使用しておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影空中写真」が添付されております。

以上でございます。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

10番 笠貫順一君。

10番 はい、10番 笠貫です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし3につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したとこ

ろ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。番号2について私の担当区域なので現地調査を行いました。現地につきましては一団の建築物の中の一部に農地がありまして、この上には物置が建っており、ですから今回非農地として扱うことについては問題ありませんので審議の程、よろしくお願ひいたします。

それからもう一つなのですが、通常非農地証明の場合は、何年度の航空写真とか書いてあるのですけど、今回、令和6年度の固定資産税納税通知書課税資産の内訳書で非農地であることを確認しているということだったのですけど、できれば平成6年度の課税通知書資産通知の写しに昭和50年築の記載があったので非農地なんだというふうに書いていただきたいと思います。50年頃から何があったんだと書いてないんですね。50年から土地地目変更のため、理由と時期を書いてるんですけど、50年頃から宅地として利用されてた課税証明があるから非農地なんだということなんだと思うんですよ。ここはちょっと6年度のやつおかしいなと思って事務局に確認しました。農業委員が分かるようによく書いていただきたいという希望です。

以上です。

事務局 ありがとうございます。番号2については、課税通知書には、建築物が一段となっていることで現況が宅地という形になりますので、谷田川委員のご指摘のとおり建築物年数とは違うのですが、課税した年がその年で変わったことから今回の確認する資料といたしました。議案書の方にはおよそになるのですが、付け加えさせていただければと思います。

議長 ほかにご質問ご意見等ございませんか

それではお諮りいたします。

議案第4号については、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」番号1ないし番号3については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。なお、15番田口茂君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき、審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年5月12日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

議長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については19筆で面積が26,800平方メートル、畑の新規については15筆で面積が14,027平方メートルとなってございます。以上合計いたしますと34筆で面積が40,827平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画」（案）は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 ただいま、議案第5号については、審議終了いたしましたので、15番田口茂君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第8号についてであります。  
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第8号「鹿嶋市地域計画の変更」については、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

報告第4号「農地改良に伴う事業完了届」及び報告第8号「鹿嶋市地域計画の変更について」について、事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 はい、報告第4号「農地改良に伴う事業完了届について」ご説明いたします。先般、総会の案件で、●●●●の所有する国末の田に土を入れたことに対する農地改良協議でございます。こちらの土地改良は、前回の総会で始末書を添付して提出いたしました。その案件が完了し今回、報告に至った経緯でございます。こちらは先月今村会長代理、山本委員、大槻委員と共に現地を確認しております、農地改良の作業は完了している状況を確認いたしております。

以上です。

続きまして報告第8号「地域計画の変更について（農地転用等）」についてであります。

こちらは、地域計画の変更についてでございます。地域計画の変更については、先月の総会でも説明をさせていただきましたが、農転申請に係る今回の土地につきましては、事前に地域計画のエリアから除外後農転申請になります。今回の申請につきましては、全部で8件申請がございまして、申請の

大半は太陽光発電施設の設置となります。ただ1件は駐車場という形で申請がありました。今後、6月11日を目指しまして地域計画の変更の作業が進む予定でございます。

以上でございます。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第5回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時41分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人